

交通災害共済 ～住民の皆さんのための身近で手軽な公的共済制度です～

問 役場 総務財政課 危機管理係 内線 2424

交通災害共済は、万が一交通事故により死亡またはケガをした場合に、見舞金を支給する公的共済制度です。鬼北町では、平成28年度2,832人が加入されています。

平成29年度においても、加入申込みの受付を行いますので、次の事項を確認の上、お申込みください。

◆適用となる交通事故

日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いす等の交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が、軌道その他道路交通法に規定する道路等(一般の交通の用に供する場所)で、交通乗用具の接触または衝突等により、災害を受けた場合に適用されます。

◆加入資格

- ①鬼北町に在住し、住民基本台帳に登録されている人(外国人登録者も含む)
- ②加入者の被扶養者であり、町外に居住されている人(学生など)

◆掛金

- ①一般…700円
 - ②中学生以下…300円
- (平成14年4月2日以降に生まれた人)

◆共済期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日
※年度途中から加入する場合は、掛金を納めた日の翌日から平成30年3月31日まで

◆見舞金

- ▶死亡の場合：100万円
- ▶ケガの場合：治療(入院・通院)日数に応じて、2万円から15万円を支給します。(治療日数7日以上から)

◆申込み方法

【前年度加入世帯の方】

加入申込書とパンフレットを郵送しますので、加入申込書と掛金を添えて、下記の納付場所へ提出してください。

【前年度加入していない世帯の方】

役場総務財政課危機管理係までご連絡ください。加入申込書とパンフレットを郵送しますので、加入申込書と掛金を添えて、下記の納付場所へ提出してください。

◆納付場所

- えひめ南農業協同組合 鬼北広見支所
 - えひめ南農業協同組合 三島支所
 - 株式会社伊予銀行 近永支店
 - 株式会社愛媛銀行 近永支店
 - 鬼北町役場
 - 鬼北町役場 日吉支所
- ※郵便局およびゆうちょ銀行では納付不可



《注 意》

- ・個人情報保護の関係上、平成25年度より、個人通知ならびに個人納付に変更しています。各世帯で直接、町内各金融機関の窓口においてお申込みいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・加入申込書およびパンフレットは2月下旬発送予定です。
- ※前年度(平成28年度)未加入であった世帯へは加入申込書およびパンフレットを郵送していませんので、加入を希望される場合は、役場総務財政課危機管理係までご連絡ください。後日加入申込書を郵送します。